

市議会政務活動費の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 9 号

市議会政務活動費の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市議会の議員の政務活動費の特例について定めるものとする。

(議員の政務活動費の額の特例)

第 2 条 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの市議会の議員の政務活動費の月額、伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 4 1 号）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める政務活動費の月額からその 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 0 号

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によることができる。

第3条第2項中「掲載文」の次に「及び写真」を加え、「商品を」を「商品の」に、「記載をしてはならない」を「記載をし、又は記録をしてはならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第21号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができ

る」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第103条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第10条中「附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を加える。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「法第314条の2第5項」を「法第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。
附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下この項及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項に規定するものの新型コロナウイルス感染症特例法第5条第1項に規定する中止等により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」

に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に

改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中伊勢崎市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中伊勢崎市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「3年新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 3年新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規

定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 第1条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「2年新条例」という。）第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 2年新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 2 号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市都市計画税条例(平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

第 2 条 伊勢崎市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 3 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例(平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 1 の項(2)イ中「次に」を「基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省

告示第119号) I第2の2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅(以下この表において「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項(2)ウ中「次に」を「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項(4)イ及びウ中「次に」を「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に」に改める。

別表第8の3の項(2)イ中「次に」を「設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅(以下この表において「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項(4)イ中「次に」を「住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に」に改め、同表7の項(1)中「同号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)」に改め、同項(1)の表床面積の項中「仕様基準」を「モデル住宅法に係る基準及び仕様基準」に改め、同項(2)中「次に」を「仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項(2)ア中「掲げる額、」の次に「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この表において「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに」を加え、同項(2)アの表戸数の項中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準及び仕様基準」に改め、同項(2)イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同項(3)ア中「掲げる額、」の次に「モデル住宅法に係る基準及び」を加え、同項(4)中「次に」を「仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に」に改め、同項(4)ア中「掲げる額、」の次に「フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び」を加え、同項(4)イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の金額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の金額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを

1 円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の金額が、附則第 6 項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた金額が傷病手当金の金額より少ないときはその金額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その金額を支給する金額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 5 項から第 10 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 30 日

伊勢崎市条例第 25 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例）

19 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる者その他の市長が別に定める者の減免に係る第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「市長が別に定める期限まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 8 項及び第 9 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）附則第 19 項の規定は、令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限（新条例第 16 条第 1 項の規定による特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日。以下同じ。）が定められているもの（令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている国民健康保険税のうち、被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項の規定による届出を行わなかったために令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められたものを除く。）について適用する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 6 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 7 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に該当する場合に限る。)」を加える。

第 2 4 条第 2 項第 2 号中「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 8 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 7 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「以下この項、第 1 9 条及び第 3 6 条第 3 項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第 3 5 条第 3 項中「同号イ (i) 中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」を「同号イ (i) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「同号イ (i) 中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」を「同号イ (i) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設

の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項中「次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」を「）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改める。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第28号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項」を「第2条第5項」に改め、「、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 9 号

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 9 1 号）の一部を次のように改正する。

別表あずま東部地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。